

幼児教育・保育無償化のご案内（認可外保育施設版）

幼児教育・保育無償化は、お子さんの年齢、保育の必要性の有無といった条件によって、対象者や上限額が定められています。本案内の内容をご確認いただき、ご不明な点は下記へお問い合わせください。

【問合せ・提出先】 松本市役所 こども若者部 保育課 保育担当（窓口：東庁舎2階）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

メール jidou@city.matsumoto.lg.jp

TEL 0263-33-9856(直通) FAX 0263-34-3236

1 無償化の流れ

① 保育認定を受ける

認可外保育施設等の無償化給付を受けるためには認定を受ける必要があります。申請書及び必要書類をご用意いただき保育課へご提出ください。（窓口もしくは郵送。）申請内容を審査のうえ、認定を決定します。

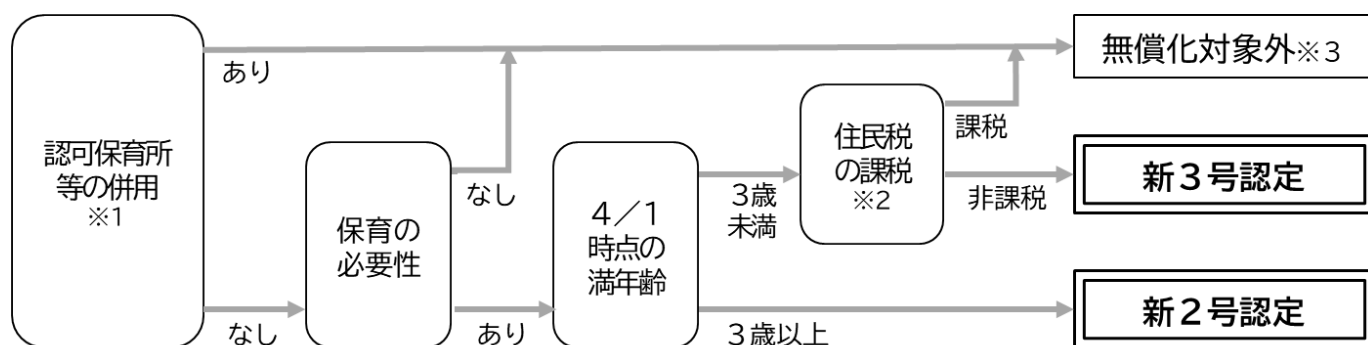
② 償還払い請求を行う

利用施設の支払いルールに従い、保育料を施設へお支払いください。施設を利用したことを証明する書類（市指定書式）が施設より発行されますので、請求書（市指定書式）と合わせて保育課へご提出ください。提出書類の内容を審査の上、施設等利用費として認められる額を請求書記載の口座へ後日入金します。

2 支給認定について

新2号または新3号認定を受けた方が無償化の対象となります。

「保育の必要性」については3ページをご参照ください。



※1 幼稚園等に在籍して新2号または新3号認定を受ける方のうち、在籍する施設の預かり保育の実施日数等が少ないと認められる場合は、認可外保育施設等の利用分も（預かり保育分として）無償化の対象となります。

※2 4～8月の認定は前年度、9～3月の認定は当年度の住民税の課税額に基づいて認定します。

※3 松本市保育料軽減事業の対象となることがあります。詳しくは園へお尋ねください。

3 申請方法等

(1) 申請時期

施設利用開始日より前（できるだけ利用開始日の前月15日まで）

※ 既に施設を利用中で未申請の方、または「保育を必要とする事由」に該当するようになった方は書類の準備が整い次第、速やかにご提出ください。

※ 松本市へ転入する場合は、松本市に住民登録を移動後に申請を受け付けます。

(2) 無償化の対象期間

認定有効期間内のみ ※認定前に利用した分の保育料は無償化の対象外です。

(3) 申請書類の提出場所

松本市役所東庁舎2階 保育課窓口（郵送も可）

(4) 申請に必要な書類

- ① 施設等利用給付認定申請書（様式第9号（第10条関係））
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類（3ページの一覧を確認のうえ、該当する書類を添付）

4 施設等利用費の金額

施設等利用費は、利用者が実際に負担した施設等の利用料と下記の上限額を比較して、どちらか少ない方の金額を給付します。

認定区分	施設等利用費の 上限（月額）	※無償化の対象外
新2号	40,300円	通園送迎費、日用品費、 食材料費、行事費等
新3号	45,700円	

※ 月の途中で他市町村へ転出する場合の上限額
…40,300円×転出日までの日数÷その月の日数

※ 月の途中で他市町村から転入する場合の上限額
…40,300円×認定日からの日数÷その月の日数
(3号の場合は40,300円を45,700円に読み替え)

（2号認定の給付金額例）

例1：月額利用料が42,000円の場合 ⇒ 利用者は施設に42,000円を支払い、市から利用者へ40,300円を給付します。（42,000円－40,300円＝1,700円が利用者の実質負担となります。）

例2：月額利用料が40,000円だが、9月10日に転出する ⇒ 市から利用者へ13,330円を給付します。
（40,000円×10日÷30日＝13,333…円⇒13,330円（10円未満切り捨て））

5 施設等利用費の請求手続き

(1) 必要書類

- ① 施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第1号第5条関係）
- ② 施設等の発行した領収証および特定子ども・子育て支援提供証明書等の写し
- ③ 特定子ども・子育て支援施設等の利用実績明細表

(2) 受付期間

通常偶数月の1日から10日までの間（土日祝日除く）に、その月の前2か月分の施設等利用費の請求を受付（例：4月と5月利用分の請求は、6月1日から10日の間に受付）※郵送での提出可能

(3) お支払時期

請求日から1か月以内に、請求書記載の口座へ入金

※提出書類に不備がある場合は1か月以上かかることがあります。

<保育を必要とする事由と証明書類>

無償化の対象となるには、お子さんの保護者（両親）がいずれも以下に該当している必要があります。

詳細及び証明書フォーマットは松本市ホームページでご案内しています。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kosodate/207112.html>



事由	具体的な内容	必要書類
就労	家庭内外で児童と離れて家事以外の労働をしている場合 ★1か月に64時間以上の労働をしていること ★農業の場合、作付面積が15アール以上あること	就労証明書 ※自営業・就労先の経営者が自身または親族・農業を営んでいる方は、確定申告書や源泉徴収票等の添付が必要です。
妊娠出産	母親が妊娠中であるか、出産後間がない場合 ＜認定期間＞ 0・1歳児クラス：妊娠が分かったとき～出産月の翌月から数えて6ヵ月まで 2～5歳児クラス：妊娠が分かったとき～生まれた子が3歳になる年度の3月31日まで	母子健康手帳のコピー ＜出産前＞表紙及び出産予定日の記載されているページ ＜出産後＞紙及び出生証明書のページ
疾病・障害	疾病にかかっている、負傷している、精神または身体に障がいがある場合	次のいずれかの書類 ・障害者手帳、療育手帳のコピー ・医師による診断書（松本市の様式）
親族の介護・看護	同居または長期入院等している親族（入園申込児童を除く）を常時介護・看護している場合 ★1か月に64時間以上介護・看護にあたっていること	介護・看護状況申告書 と、次のいずれかの書類 ・障害者手帳（1・2級）、療育手帳のコピー ・医師による診断書（松本市の様式） 上記書類に加え、介護・看護を必要とする方の家庭内で65歳未満の同居人がいる場合、その方を介護・看護できないことがわかる第三者の証明書（就労証明書、診断書等）
同居人以外の介護・看護	同居以外の親族（入園申込児童を除く）を常時介護・看護している場合 ★1か月に64時間以上介護・看護にあたっていること	
家庭の災害復旧	震災等の災害の復旧に当たっている場合	町会の民生・児童委員による 実態調査書
求職活動・起業準備	求職活動や起業準備をしている場合 ★同一年度中に同じ理由での再認定不可 ★家計の主宰者以外の保護者の求職・起業準備を理由に認定した場合は、最長3か月まで ※令和9年4月より主宰者も含め全員「最長3か月」	求職活動をしている方：求職に関する 申立書 起業準備をしている方：就労 証明書 及び添付書類（店舗賃貸借契約書、開業届等のコピー）
就学	就学している場合（職業訓練校等における職業訓練を含む。） ★1か月に64時間以上の就学をしていること	次のいずれかの書類 ・学生証 ・在学証明書 必要に応じて、カリキュラム等の就学時間のわかる資料（専修学校、職業訓練学校は必須）
虐待やDVのおそれ	児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると認められる場合等	各関係機関発行の保育の実施が必要である旨の報告または通知を受けたことがわかるもの ★事前に保育課またはこども福祉課へご相談ください。
育休取得中で、既に認定されている児童の継続利用	育児・介護休業法に基づく育児休業期間中で、既に認定を受けているお子さんの継続利用の必要性を市が認める場合育児休業の終了月まで	育児休業期間が明記された書類 （職業安定所または職場発行） ★この要件での新規認定はできません。
その他	上記に類するものとして市が認める場合	事前に保育課へご相談ください

6 変更の届出等

(1) 認定内容に変更が生じた場合

保育を必要とする事由や住所、世帯員の増減が生じた際は、認定変更の手続きが必要です。

ア 申請時期

変更が必要な月の前月15日（土・日・祝日の場合はその前日）まで（保育課必着）

イ 申請方法

申請書及び添付書類を保育課の窓口へご提出ください。（郵送可。）

(2) 現況届の提出

年に一回、認定に係る状況に変更がないかを確認するため、「現況届」と保育を必要とする要件を示す書類を提出いただきます。

7 よくある質問

質 問	回 答
「保育を必要とする事由」の有効期間を経過した場合は、無償化の対象から外れてしまうのですか？	無償化の対象外になります。他の事由に該当するとして引き続き無償化を希望する場合は、有効期間が経過する前（有効期間が満了になる月の15日まで）に認定の変更申請を行ってください。
公立保育園を利用中です。認可外保育施設等を併用した場合、利用料は無償化の対象になりますか？	無償化の対象にはなりません。 認可保育所等の保育料が無償化されるため、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。 <u>例外として、幼稚園等の預かり保育の実施日数等が少なくと認められる場合に、認可外保育施設等の利用料も預かり保育の上限額まで無償化の対象になります。</u>
受付期間内に請求手続きを行うことができなかった場合はどうしたらいいですか？	次の偶数月にまとめて申請を行うことが可能です。（請求可能期間は、利用月から2年間です。）
松本市に住んでいますが、市外の認可外保育施設を利用しています。この場合も無償化の対象になりますか？	施設によっては無償化の対象になりますので、利用前に保育課へお問合せください。 対象となる場合は、住民票がある松本市で申請・請求手続きを行っていただきます。
複数の認可外保育施設等を利用しており、一度請求手続きをした後に請求漏れに気付きました。再度請求することは可能ですか？	請求可能期間内（利用月から2年間）であり、月の上限額に達していなければ、追加で請求することができます。

松本市内の無償化対象の認可外保育施設

施設名	設置者	住所	TEL	通常開所時間
チャイルドハウスなでしこ	(株)NA. EG ヤマダ	筑摩 2-8-8	25-1443	7:00~18:00
セントラル・キッズ・ガーデン	(株)ウェルライフ信州	大手 2-9-23	39-5888	8:15~18:30
きらの子ルーム	(株)輝コーポレーション	寿中 1-14-15	86-0086	8:00~17:30
託児所にじいろキッズ城西	ファミタム(株)	松本市城西 1-4-5 やすら木の家 1F	070-1638-6084	18:00~翌 4:00
信州大学 おひさま保育園	国立大学法人信州大学	旭 3-1-1	37-2828	7:30~19:30
相澤病院保育所 A i すくすく	社会医療法人財団 慈泉会	本庄 2-7-13	33-8488	7:45~19:00
こどもの家 フェリーチ	西村 あさみ	岡田町 8 2 2 - 1	080-5053-2743	9:15~14:00
託児所はいちいず	合同会社はいちいず	深志 3-5-16	88-3805	17:00~翌 2:30

※一部の施設は従業員のお子さんのみを対象としています。

松本市内の無償化対象の一時預かり事業等

事業の種類	施設名	設置者	住所	TEL
一時預かり事業	ドンボスコ保育園	社会福祉法人カリタスの園	元町 1-2-20	35-5511
	山の子保育園	社会福祉法人山の子会	里山辺 3728-3	36-7711
	幼保連携型ささべ認定こども園	学校法人池田学園	笹部 3-13-25	50-5343
	幼保連携型認定こども園 聖十字幼稚園	学校法人聖十字学園	開智 1-6-25	32-4688
	松本シュタイナー認定こども園 ひなたぼっこ	一般社団法人里山保育ひなたぼっこ	波田 10371-3	74-1503
	松本市こどもプラザ (休日保育)	松本市	筑摩 1-13-22	29-3400
	(松本市公立保育園 41 園)	松本市	—	—
病児保育事業	相澤病院病児保育室「ひだまり」	社会医療法人財団慈泉会	本庄 2-5-1	33-8600
	梓川診療所病児保育室「ハイジ」	医療法人梓誠会梓川診療所	梓川梓 2344-1	88-5681
	丸の内病院病児保育施設「わかば」	社会医療法人抱生会	渚 1-1-16	88-8608
	まつもと医療センター病児保育室「ひまわりハウス」	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	村井町南 2-20-30	58-3526
病後児保育事業	松本市こどもプラザ (病後児保育)	松本市	筑摩 1-13-22	29-3400
	松本市南郷こどもプラザ (病後児保育)	松本市	横田 3-23-1	32-6315
子育て援助活動 支援事業	松本市ファミリー・サポート・センター事業	松本市	—	34-3308